

地域材利用促進緊急利子助成事業利子助成金交付規程

全国木材協同組合連合会

第1 趣旨

全国木材協同組合連合会（以下「全木協連」という。）は林産物供給等振興事業実施要綱（平成23年4月1日付け22林政産第118号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表の事業の種類欄の2及び地域材利用促進緊急利子助成事業実施要領（平成23年4月1日付け22林政企第66号林野庁長官通知。以下「要領」という。）に基づく、地域材利用促進緊急利子助成事業を実施するに当たっては、要綱及び要領に定める事項のほか、この規程に定めるところによるものとする。

第2 事業の内容

全木協連は、要領第3の1の事業対象者に対し、次に定めるところにより、要領第3の3の対象資金（以下、「当該資金」という。）に係る利子の全部又は一部について助成を行うものとする。

1 助成の申請

当該資金に係る利子の全部又は一部の助成を希望する者（以下「借受者」という。）は、要領第5の2に基づき、利子助成申請書（以下「申請書」という。）（別記様式第1号）を借受者の事業所の所在地をその地区内に含む木材関連事業体を間接の構成員とする事業協同組合連合会（当該事業協同組合連合会がない場合には、当該者の事業所の所在地をその地区内に含む木材関連事業体を直接の構成員とする事業協同組合）、当該者の事業所の所在地をその地区内に含む木材関連事業体を構成員とする商工組合、公益社団法人、一般社団法人、特例社団法人又は任意団体を含む団体等（以下「地域木材団体等」という。）を経由して全木協連に提出するものとする。

2 助成の決定

全木協連は、申請書の提出があった場合には、要領第3の7に規定する審査委員会の審査を経て、利子助成の可否等を決定し、適当であると認められる場合には、借受者（別記様式第2号の1）及び株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）又は民間金融機関（以下「公庫等」という。）（別記様式第2号の2）にその旨を通知する。

3 利子助成金の交付

- (1) 全木協連は、国から交付決定を受けた利子助成に係る経費の範囲において利子助成の件数等を決定するものとする。
- (2) 全木協連は、借受者から事業実施報告書（別記様式第3号）が提出されたときは、検査等を行うものとする。当該検査等は地域木材団体等に代行させることができるものとする。
- (3) 利子の助成決定を受けた借受者は、利子助成金の交付を受けようとするときは4月分から6月分、7月分から9月分、10月分から12月分及び1月分から3月分に係る利子助成金請求額をまとめ、それぞれ翌月の10日までに別記様式第4号の地域材利用促進緊急利子助成事業利子助成金請求書等を全木協連に提出するものとする。
- (4) 全木協連は、(3)により借受者から提出された地域材利用促進緊急利子助成事業利子助成金請求書等の内容について確認し、適正であると認めたときは、国から交付決定を受けた利子助成に係る経費の範囲において、7月、10月、1月、5月の末日までに、要領第3の5及び6に基づき利子助成金を借受者に交付するものとする。
- (5) 全木協連が必要と認めたときは、前記(3)及び(4)に定める時期にかかわらず、地域材利用促進緊急利子助成事業利子助成金請求書等の提出を受け、利子助成金の交付を行うことができるものとする。
- (6) 決定された助成額については、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合を除き、変更しないものとする。
 - ア 公庫等との当該資金に係る金銭消費貸借契約又は貸付条件が変更され、利子助成額の変更を審査委員会が認めたとき
 - イ 助成の決定後において、第2の4の(2)に基づき、変更申請書が提出され、利子助成額の変更を審査委員会が認めたとき
 - ウ その他の事由により審査委員会が認めたとき

4 届出

- (1) 借受者は、対象事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を事業開始翌年度から終了翌年度まで毎年度の5月末日までに全木協連に提出しなければならない。
- (2) 借受者は、第2の2の助成の決定後において、第2の1の申請内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じたときは、別記様式第6号の1又は別記様式第6号の2により、変更内容を記載した変更承認申請書を速やかに全木協連に提出しなければならない。
- (3) 全木協連は、(2)の届出があったときは、審査委員会の審査を経て、

利子助成の継続及び必要に応じて利子助成の助成額変更の可否を決定し、借受者及び公庫等に通知するものとする。

(4) 全木協連が必要と認めるときは、軽微な変更であっても、借受者に必要な書類の提出を求めることができるものとする。

5 助成の中止及び返還

(1) 要領第5の5の各号のいずれかに該当する場合は、全木協連が当該事由に該当すると認めた期日以降の利子助成金の交付を中止し、既に支払った利子助成金の全部又は一部について借受者に返還を求めることができるものとする。

(2) 全木協連は、(1)による利子助成金の返還が遅延したときは、借受者に対し、遅延した額につき、年利10.95%の割合で計算した額を遅延利息として支払わせることができるものとする。

第3 調査

1 全木協連は、本事業の実施に関し必要があると認めるときは、実態調査を行うことができる。この場合において、全木協連は必要に応じ、地域木材団体等に当該調査を行わせることができるものとする。

2 借受者は、正当な理由なく、1の調査を拒んではならない。

第4 その他

1 借受者は、本事業に係る経理については、他の事業と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

2 1の関係書類の保管は、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

3 この規程に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、全木協連が別に定めるものとする。

附則

この規程は、林野庁長官の承認があった日(平成25年7月29日)から適用する。

別記様式第1号

年 月 日

全国木材協同組合連合会会長 殿

住所又は所在地

名称

代表者名

印

地域材利用促進緊急利子助成事業
利子助成申請書

地域材利用促進緊急利子助成事業により利子助成を受けたいので、地域材利用促進緊急利子助成事業利子助成金交付規程第2の1に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業活動の概要（設立年月日、従業員数、資本金、事業内容等）

2 地域材利用促進に資する取組の概要

（1）地域材利用に資する取組の内容

（2）対象資金に係る事業の概要

(3)(2)の取組による効果

項目	現 状	事業実施後
ア．森林の取得 イ．林業機械、林産物の加工・流通施設等の導入 ウ．事業用資産の分散防止 森林 林業機械等		

3 添付書類

- ・ 林業経営改善計画又は合理化計画の写し
- ・ 対象資金の金銭消費貸借契約書の写し及び償還年次表の写し
 - ・ 上記2の(2)「対象資金に係る事業の概要」に係る資料
- ・ 決算報告書及び事業報告書
(個人事業者の場合は、所得税の確定申告書の写し及び所得税青色申告決算書の写しなど)
- ・ 会社概要、パンフレットなど

別記様式第 1 号

地域材利用促進緊急利子助成事業利子助成申請書 記 載 例

1 事業活動の概要（設立年月日、従業員数、資本金、事業内容等）

(株)日本木材は、昭和 50 年 4 月 1 日に現在地において設立し、平成 24 年 4 月 1 日現在の従業員数は 65 名、資本金 8 千万円で、素材生産業、製材業を主体に事業展開している。(別添、決算報告書参照)

2 地域材利用促進に資する取組の概要

(1) 地域材利用に資する取組内容

- ・ 森林取得、施業受託の集約化を図り、経営規模を拡大し、生産性の向上を図り、安定的な素材生産体制を目指す。
- ・ 自社有林をはじめ他の森林所有者からの施業受託により、スギを中心とした地域材の供給に取り組んでいる。地域材の安定的な供給体制を構築するため、高性能林業機械の導入等に取り組み、効率化、低コスト化を図り、取扱量の増大を指向。
- ・ 地域材を利用した消費者ニーズに対応する付加価値の高い製材品の生産・供給体制を築くため、加工施設及び乾燥施設の整備等に取り組んでいる。

(2) 対象資金に係る事業の概要

ア 森林の取得

取得(予定)森林は、 県 村内において 200ha、現況は、ヒノキ主体の人工林で林齢 20～30 年、総費用 2,800 万円、取得時期は 24 年 9 月(24 年 10 月の予定)。(別添売買契約書参照)

取得(予定)森林の位置は、別紙、位置図(広域図面上での場所)、森林計画図などに明示。

イ 林業機械、林産物の加工・流通施設等の導入

- ・ 高性能林業機械導入の一環として、本事業により、フォワーダ 1 台(社製 型 10,000 千円)を 24 年 8 月に導入。(別添フォワーダパンフレット及び見積書等参照)
- ・ 本事業により林産加工施設を新設する。
高速乾燥機 1 機(社製 型)を 24 年 11 月に導入予定、これに

係る建屋等の工事を 24 年 6 月に実施。

建屋建設、高速乾燥機の導入等の全体計画、総費用 30,000 千円の内訳等は、別添「工事等明細表」（工事項目別、事業費の内訳、補助金、対象資金、自己資金（手持ち、別途借入金別）、工事時期など）のとおり。

（別添高速乾燥機パンフレット、建屋設計図、見積書等参照）

ウ 事業用資産の分散防止

・相続により事業を継承することとなったが、他の相続権者から森林及び高性能林業機械を取得し、経営を維持する。

取得内容は、下記のとおりであり、森林の位置、合板加工機等については別添位置図ほか資料参照。

相手方	項目	数量	総費用(千円)	実施時期
日本二郎	森林	100ha	10,000	24.7.15実施済
日本三郎	合板加工機(社製)	1機	2,100	24.7.1実施済
"	フォークリフト(社製)	1台	500	24.7.1実施済
日本四郎	作業小屋	1棟	300	24.12目途に手続き中
計			12,900	

(3)(2)の取組による効果

項目	現状	事業実施後
ア．森林の取得	804 ha (県 市内 400ha、 県 町内 404ha)	1,004 ha
イ．林業機械、林産物の加工・流通施設等の導入	素材生産量7,000m ³ 素材加工量5,500m ³	素材生産量10,000m ³ 素材加工量6,500m ³
ウ．事業用資産の分散防止 森林 林業機械等	100ha 素材生産量5,000m ³	100haを維持 素材生産量5,000m ³ を維持

ア、イ、ウについては、非該当項目は削除する。

3 添付書類

- ・ 林業経営改善計画又は合理化計画の写し
- ・ 対象資金の金銭消費貸借契約書の写し及び償還年次表の写し
- ・ 上記2の(2)「対象資金に係る事業の概要」に係る資料(別紙参考様式)
- ・ 平成 年度決算報告書及び事業報告書
(個人事業者の場合は、所得税の確定申告書の写し及び所得税青色申告決算書の写しなど)
- ・ 会社概要、パンフレットなど

(別紙参考様式)

対象資金及び事業の概要に係る資料

(単位：円)

事業区分等	工種・施設区分等	補助対象事業費					補助対象外事業費			事業費計
		国庫補助金	基金	その他補助金	公庫資金	その他	計	公庫資金	その他	

(単位：円)

工種・施設区分	工種・施設			完成年月 (予定)	添付資料	
	工種・施設名称	構造規格・規模	金額		資料番号	資料区分
		計				
		計				
		合計				

(別紙参考様式)記載例

対象資金及び事業の概要に係る資料

(単位:円)

事業区分等	工種・施設区分等	補助対象事業費					補助対象外事業費			事業費計	
		国庫補助金	基金	その他補助金	公庫資金	その他	計	公庫資金	その他		計
木材加工流通施設整備	プレカット加工施設装置1式		168,250,000	16,825,000	134,600,000	33,650,000	353,325,000	0	0	0	353,325,000
	フォークリフト1台		2,295,000	229,000	1,800,000	496,000	4,820,000	0	0	0	4,820,000
	計		170,545,000	17,054,000	136,400,000	34,146,000	358,145,000	0	0	0	358,145,000

(単位:円)

工種・施設区分	工種・施設			完成年月 (予定)	添付資料	
	工種・施設名称	構造規格・規模	金額		資料番号	資料区分
プレカット加工施設装置1式	横架材加工機	横架材加工機M P S 1 5	99,000,000	年 月		見積書・パンフ
		多種加工機M P S - 5 4	56,900,000	年 月		契約書・パンフ
		自動4面カンナ機M P L - 4 3	24,500,000	年 月		見積書・パンフ
		消費税相当額				
	計					
	柱材加工機
		消費税相当額				
		計				

	合計		353,325,000			

別記様式第2号の1

地域材利用促進緊急利子助成事業
利子助成通知書

番 号
年 月 日

殿

全国木材協同組合連合会
会長 印

平成 年 月 日付けで提出のありました利子助成申請書の内容を審査した結果、下記のとおり、利子助成を決定しましたので通知します。

記

1 利子助成の期間

平成 年 月から平成 年 月まで

2 利子助成額

(単位：円)

	利子助成額（見込）			
	森林取得資金	農林漁業施設資金	分散防止に係る資金（民間資金）	合計
平成 年度				
平成 年度				
合計				

3 利子助成に係る条件は別添のとおりとする。

別 添

利子助成に係る条件

第1条 借受者は全国木材協同組合連合会（以下「全木協連」という。）に対し、利子助成の対象となる振込証明書等及び借受者の金融機関の口座を記載した地域材利用促進緊急利子助成事業利子助成金請求書等の書類を提出すること。

第2条 全木協連は、利子助成通知書に定める利子助成額を、借受者が全木協連に提出する地域材利用促進緊急利子助成事業利子助成金請求書等の内容について適正であると認めたときに限り、利子助成通知書に定める期間中、借受者が定めた金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、利子助成額及び助成期間は、国から交付決定を受けた利子助成に係る経費の範囲内において確定するものとし、国からの交付の状況により変更する場合等がある。

第3条 全木協連は、利子助成を中止したときは、遅滞なく、その旨を借受者に対し書面で通知するものとする。

2 借受者は、全木協連が既に支払った助成額について、地域材利用促進緊急利子助成事業利子助成金交付規程（以下「交付規程」という。）第2の5の（1）に基づき返還を求められた場合は、その額を全木協連の指定する期日までに支払うものとする。

3 借受者は、前項による指定期日までに返還しないときは、その期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき助成額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を全木協連に支払うものとする。

第4条 借受者は、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）又は民間金融機関との契約の変更・解約の事態が生じたとき又は事業を中止したときは、遅滞なく、その旨を全木協連に対し書面で通知するものとする。

第5条 借受者は、全木協連に対し、交付規程第2の4の（1）に規定する報告を翌年度5月末日までに行うものとする。

第6条 全木協連及び全木協連の委託を受けた者は、この事業の実施に関し、借受者の事業場等に立ち入って検査若しくは調査を行うことができるものとする。

第7条 全木協連は、借受者の融資機関との契約に関し、一切の責任を負わないものとする。

第8条 交付規程に定めのない事項については、借受者は全木協連の指示に従うものとする。

別記様式第 2 号の 2

地域材利用促進緊急利子助成事業
利子助成通知書

番 号
年 月 日

殿

全国木材協同組合連合会
会長 印

地域材利用促進緊急利子助成事業利子助成金交付規程第 2 の 2 に基づき、別添のとおり利子助成を決定したので通知する。

(注意事項)

借受者あての利子助成通知書 (別記様式第 2 号の 1) の写しを添付する。

別記様式第3号

年 月 日

全国木材協同組合連合会会長 殿

住所又は所在地

名称

代表者名

印

事業実施報告書

地域材利用促進緊急利子助成事業利子助成金交付規程第2の3の(2)に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業開始年月日

2 取組の内容

項目	状況
1. 森林の取得	
2. 林業機械、林産物の加工・流通施設等の導入	
3. 事業用資産の分散防止 森林	
林業機械等	

注) 借入資金の用途が立証できる資料を添付する。

別記様式第3号

事業実施報告書 記載例

1 事業開始年月日

平成 年 月 日

対象資金に係る事業に着手した日とする。

2 取組の内容

項 目	状 況
1. 森林の取得	・ 24.10.20 200ha取得、間伐実施計画作成中。
2. 林業機械、林産物の加工・流通施設等の導入	・ 24.8.30フォワーダ1台取得し、コスト削減に取り組み。 ・ 林産加工施設の新設については、24.6.30建屋新築。建設高速乾燥機の導入を24年11月に予定。
3. 事業用資産の分散防止 森林	・ 24.7.15 日本二郎から森林100haを買い取り、森林規模を維持。
林業機械等	・ 24.7.1 日本三郎から合板加工機、フォークリフト各1を買い取り、作業小屋については、年内を目途に手続き中。

3 添付書類

(借入資金の用途が立証できる資料)

- ・ 林業経営育成資金（森林取得）の場合 売買契約書、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）など
- ・ 農林漁業施設資金の場合 施設整備、機械購入等の契約書、請求書、写真など
- ・ 相続等に必要資金の場合 契約書、請求書、写真など

項目については、非該当項目は削除する。

別記様式第4号

全国木材協同組合連合会会長 殿

年 月 日

住所又は所在地

名称

代表者名

印

地域材利用促進緊急利子助成事業利子助成金請求書

地域材利用促進緊急利子助成事業利子助成金交付規程第2の3の(3)に基づき利子助成金の交付を受けたく、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 請求内訳等

利子助成通知書		金融機関への利息の支払				利子助成金
年 月 日	番 号	金融機関名	支店名	支払年月日	支払金額(円)	請求額(円)
計						

3 助成金の送金先

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	名義人(カタカナ)

4 その他

(1) 利息支払いに係る振込証明書等を添付すること(公庫の払込案内、償還年次表、払込通帳関係分(表紙及び当該支払記載ページ)の写し等)。

(2) 1~3月支払分を4月10日まで、4~6月支払分を7月10日まで、7~9月支払分を10月10日まで、10~12月支払分を1月10日までに、それぞれ提出して下さい。請求月の末日(ただし、4月にあつては、5月末)までに送金します。

別記様式第5号

年 月 日

全国木材協同組合連合会会長 殿

住所又は所在地

名称

代表者名

印

地域材利用促進緊急利子助成事業
対象事業遂行状況報告書

地域材利用促進緊急利子助成事業利子助成金交付規程第2の4の(1)に基づき、下記のとおり報告します。

記

平成 年度 対象事業実施状況

(単位：千円)

項目	実施状況
1. 森林の取得	
2. 林業機械、林産物の加工・流通施設等の導入	
3. 事業用資産の分散防止 森林 林業機械等	

別記様式第 5 号

地域材利用促進緊急利子助成事業対象事業遂行状況報告書
記 載 例

平成 年度 対象事業実施状況

項 目	実 施 状 況
1．森林の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育間伐 20ha、収入間伐 30ha、270m³を実施し、市場に出荷。
2．林業機械、林産物の加工・流通施設等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入したフォワーダをはじめ、高性能林業機械を活用し、素材生産量の向上に努め、対前年度比 5 % 増の2,000m³を生産した。 ・ 導入した高速乾燥機については、回転数を月 5～9回とするなど、稼働率向上に努め、10機の総取扱量を5,400m³としたが、他機の故障もあり前年を若干下回った。 ・ 導入した野地板ラインの稼働日アップ(月平均 18日)を図り、製品出来高本数を前年度比約10%増の9,550本とした。
3．事業用資産の分散防止 森林 林業機械等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1haの主伐を実施。跡地にスギを造林した。 ・ 取得した合板加工機、フォークリフトなどを活用し、1,000m³の原木を使用し、製品生産に努めた。

- 1 項目については、非該当項目は削除する。
- 2 必要に応じ、説明資料を添付する。

別記様式第 6 号の 1 (利子助成申請書の記載内容を変更する場合)

年 月 日

全国木材協同組合連合会会長 殿

住所又は所在地

名称

代表者名

印

地域材利用促進緊急利子助成事業

利子助成変更届

平成 年 月 日付け第 号で助成通知がありました利子助成申請書の記載内容について、下記のとおり変更しますので届けます。

記

1 変更内容

変更前	変更後
(変更内容を具体的に記入)	

2 変更の経緯と理由

(1) 経緯

(2) 理由

3 変更年月日

別記様式第6号の2（融資機関との金銭消費貸借契約を解約する（した）場合）

年 月 日

全国木材協同組合連合会会長 殿

住所又は所在地

名称

代表者名

印

地域材利用促進緊急利子助成事業

利子助成変更届

平成 年 月 日付け第 号で助成通知がありました利子助成申請書については、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）との 資金に係る金銭消費貸借契約を解約します（しました）ので、下記のとおり届けます。

記

1 理由

2 解約年月日 平成 年 月 日

3 約定利息最終支払年月日 平成 年 月 日